

告 示

埼玉県告示第千三百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ所沢店

埼玉県所沢市若松町八百九番二外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 駐車待ち車両による路上駐車等の交通問題が発生しないように十分な駐車場を確保してください。
- (2) 店舗周辺における放置自転車が発生しないよう「所沢市街づくり条例」に基づき自転車駐車場を確保してください。
- (3) 店舗への車両の出入りについては、歩行者並びに自動車の安全性に配慮してください。
- (4) 商工会議所や地域事業者との連携事業への積極的な協力をお願いします。
- (5) 店舗の新築・増改築、土地の改変等を行う場合は、事前に必要な届出・相談等を遺漏の無いよう行っていただきたい。
- (6) 建設において周辺自治会（若松町会・所沢ハイコーポ管理組合・北原町町内会・所沢パークハイツ自治会等）との十分な協議をするよう努めていただきたい。（防犯・防災への協力、地域活動への協力等）
- (7) 地域の祭りや各種行事に加え、地域の社会貢献活動にも協力をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十八年十月十八日から平成二十八年十一月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター